

京都市告示第 24 号

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

平成 31 年 4 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
鈴木 毅一	日本バプテスト 病院	整形外科・リハ ビリテーション 科	肢体	平衡

(地域リハビリテーション推進センター企画課)